

国際芸術祭「あいち」組織委員会 運営会議

次 第

日時：2023年3月28日（火）

午後3時30分から

場所：国際芸術祭「あいち」

組織委員会事務局内

1 開 会

2 議 事

報告事項

「あいち2022」の開催結果等について

議決事項

議案1 2023年度事業計画及び収支予算について

議案2 監事の委嘱同意案件について

議案3 国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正について

3 その他

4 閉会

<配付資料>

資料1：「あいち2022」の開催結果について

資料2：議案1 2023年度事業計画及び収支予算について

資料3：議案2 監事の委嘱同意案件について

資料4：議案3 国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正について

国際芸術祭「あいち 2022」の開催結果について

1 来場者数

- 最終的な来場者数は、487,834 人となった。
- プログラム別では、現代美術展の来場者（445,312 人）が最も多く、全体の 91.3%を占めている。
- 現代美術展の来場者数を会場別で比較すると、愛知芸術文化センターが 149,583 人で最も多い。また、今回新たに展開した一宮会場では 132,582 人、常滑会場では 78,017 人、有松会場では 85,130 人であった。
- 今回の特徴としては、一宮会場を始めまちなか会場の来場者が全体の 6 割を占めるなど、各会場にまんべんなく来場した。

○来場者数の比較

プログラム	来場者数	割合	内訳
現代美術展	445,312 人	91.3%	愛知芸術文化センター 149,583 人 (33.6%)
			一宮会場 132,582 人 (29.8%)
			常滑会場 78,017 人 (17.5%)
			有松会場 85,130 人 (19.1%)
			小計 445,312 人 (100.0%)
パフォーマンスアート	4,614 人	0.9%	
ラーニング・プログラム	26,377 人	5.4%	
連携事業等	3,031 人	0.6%	長久手市 922 人 (30.4%)
			蒲郡市 976 人 (32.2%)
			半田市 443 人 (14.6%)
			西尾市 690 人 (22.8%)
			小計 3,031 人 (100.0%)
舞台芸術公募プログラム	2,093 人	0.4%	
芸術大学連携プロジェクト	1,538 人	0.3%	※7月30日から10月10日まで
イベント等	4,869 人	1.0%	
計	487,834 人	100.0%	

2 チケット収入

- 現代美術展全体では、チケットの販売枚数は 62,449 枚（110,983,200 円）となった。
- 特別販売券の販売は 22,585 枚で全体の 36.2%を占めた。
- 会場が県内広域にわたったこともあり、チケット販売枚数に占めるアップグレードを含めたフリーパス券の比率が 35.0%を占めた。また、チケット販売単価（チケット売上高／販売枚数）は、1,777 円／枚となった。

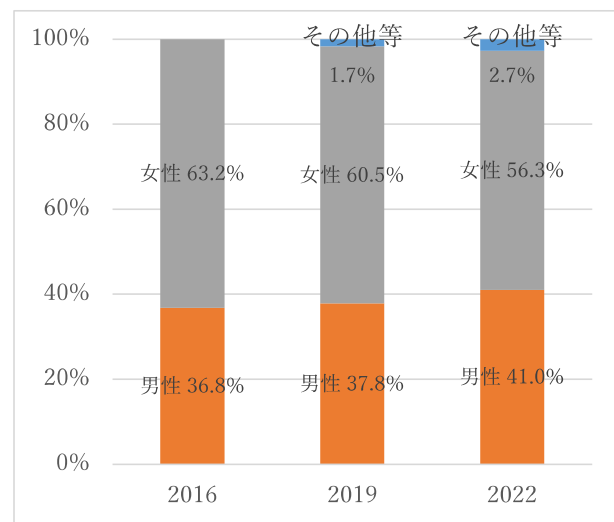
チケットの種類		特別販売券	前売券	会期中販売券		計	
					割引		
フリーパス	一般	4,852 枚	4,599 枚	7,141 枚	82 枚	16,674 枚	18,969 枚 (30.4%)
	学生	735 枚	417 枚	1,132 枚	11 枚	2,295 枚	
1DAY パス	一般	16,663 枚	944 枚	18,908 枚	165 枚	36,680 枚	40,586 枚 (65.0%)
	学生	335 枚	172 枚	3,375 枚	24 枚	3,906 枚	
アップグレード	一般			2,607 枚		2,607 枚	2,894 枚 (4.6%)
	学生			287 枚		287 枚	
計		22,585 枚 (36.2%)	6,132 枚 (9.8%)	33,732 枚 (54.0%)		62,449 枚 (100.0%)	
売上額		31,493,800 円	13,794,400 円	65,695,000 円		110,983,200 円	

- パフォーマンスアートでは、愛知県芸術劇場を中心に、14 演目 207 公演開催し、4,004 枚（11,130,600 円）のチケットを販売した。
- チケット全体の売上は 122,113,800 円で、予算額（116,427 千円）は確保した。

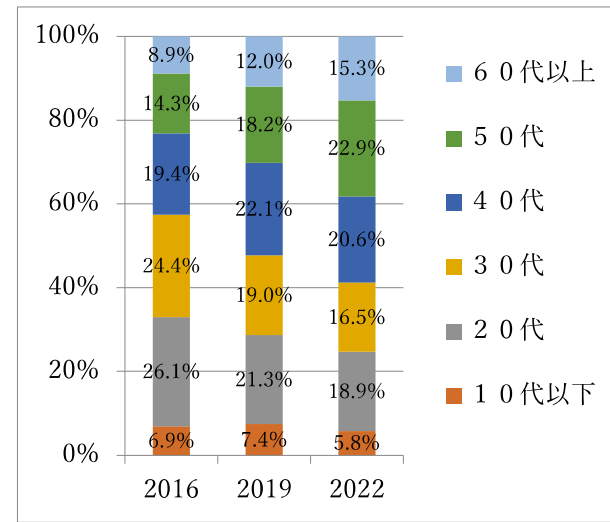
3 アンケート結果（会場出入口付近で、アンケート用紙を配布し実施。回収数 3,210）

- 「性別」では、女性が 56.3%、男性が 41.0%となっている。
- 「年齢別」では、30代までの世代が 41.1%を占め、40代以上が 58.9%となっている。
- 「住まい」では、名古屋市内 31.2%、愛知県内（名古屋市以外）33.5%、愛知県外（海外含む）35.3%となっている。
- 「現代美術展の展示作品の感想」では、現代美術展の展示作品の感想を聞いたところ、「大変良かった」「良かった」が合わせて 86.6%となっており、全体的に好評であった。

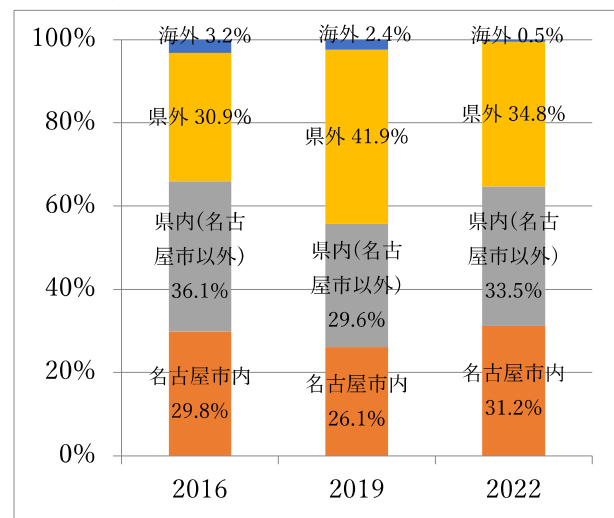
(1) 性別



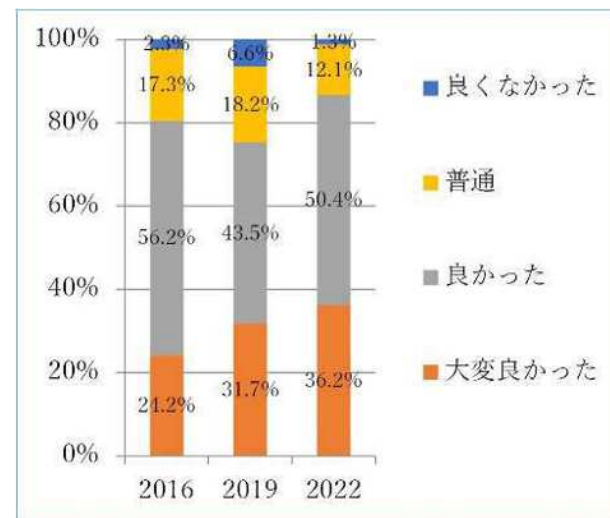
(2) 年齢別



(3) 住まい



(4) 現代美術展の展示作品の感想



4 有識者ヒアリング

○有識者 10 名に対し、「あいち 2022」終了後にヒアリング調査を実施し、評価いただいた。

ヒアリング結果（概要）

(1) 評価できる点

- 芸術監督が、美術・展覧会づくりの専門家である点からコンセプト・ストーリーがしっかりしていて、配慮とバランスが尽くされた芸術祭であった
- 物故作家へスポットを当てた点、愛知県内の地方都市の産業・文化・歴史とアートを紐づけて見ごたえのあるものとした点など、評価すべき点が多かった。

(2) 改善・修正すべき点

- 会場の地域分散は良いのだが、移動はなかなか大変。県外から来る人のために、会場間を移動できるような工夫をすべきではないか。
- 真夏に街中を歩くのは大変なので、開催時期を検討してほしい。

(3) 今後の国際芸術祭開催に向けたアドバイス

- 日本の芸術祭は地域振興・観光視点で考えられているものが多い。1回1回が勝負という考え方も強い。愛知では、過去から未来へつながり、蓄積され発展していくようなビジョンを持った芸術祭として続けていってほしい。

<ヒアリング対象者>

久野 敦子	セゾン文化財団常務理事
藤井 慎太郎	早稲田大学文学部演劇映像コース教授
浅野 健	(株)都市研究所スペース取締役
藤江 充	愛知教育大学名誉教授
高北 幸矢	清須はるひ美術館館長
田口 弘	株式会社ミスミ（現：ミスミグループ本社）創業者、タグチアートコレクションオーナー
島 敦彦	国立国際美術館館長、元愛知県美術館館長
橋本 誠	アートプロデューサー、一般社団法人ノマドプロダクション代表理事
児島 やよい	キュレーター、ライター
岡村 恵子	東京都写真美術学芸員

議案 1

2023 年度事業計画及び収支予算について

(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

1 2023 年度事業計画

2025 年の国際芸術祭の開催に向けて、次の事業を実施する。

(1) 事業企画

国際芸術祭の学芸部門の責任者として芸術監督を選任する。

会長及び芸術監督を中心に、次の事項について検討し、決定する。

ア テーマ及びコンセプト

イ キュレーター等専門スタッフの選定などの企画推進体制

ウ 会期、会場、事業展開などの開催概要

(2) 連携事業・ラーニング

「アートラボあいち」で、4つの芸術大学（愛知県立芸術大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学、名古屋学芸大学）との連携事業を行うほか、地域文化団体や NPO との連携等を行う。

(3) 広報 P R 活動等

2025 年の国際芸術祭の開催に向け、Web サイトによる情報発信を中心とした広報活動や PR シンポジウムを実施する。

2 2023 年度収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 負担金収入	42,884	愛知県負担金
2 諸収入	1	受取利息
収入の部 合計	42,885	

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業費	35,957	
(1) 事業企画活動費	16,934	監督、専門スタッフ活動費等
(2) 連携事業・ラーニング	11,930	アートラボあいち運営等
(3) 広報・P R	7,093	Web サイト構築等
2 管理費	6,928	運営会議開催、事務機器リース等
支出の部 合計	42,885	

議案 2

監事の委嘱同意案件について

下記の2名に、国際芸術祭「あいち」組織委員会監事を委嘱する。
なお、任期は2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

(略歴は別紙のとおり)

記

柘植 里恵 (つげ さとえ)

1968年3月9日生まれ (55歳)

公認会計士

大野 明彦 (おおの あきひこ)

1953年2月3日生まれ (70歳)

元愛知県県民生活部長

柘植 里恵（つげ さとえ）氏

1968年3月9日生まれ（55歳）

公認会計士

<略歴>

1968年 愛知県生まれ

1990年 一橋大学商学部卒業

1990年 監査法人トーマツ名古屋事務所入社（～98年）

1995年 公認会計士登録

1999年 柘植公認会計士事務所設立

2007年 株式会社ラ・ヴィーダプランニング設立、代表取締役就任

<その他>

2003年 愛知学院大学経済学部非常勤講師（～18年）

2005年 名古屋市立大学評価委員会委員（～13年）

2010年 愛知県事業評価監視委員会委員（～16年）

2013年 愛知県公立大学法人監事（～19年）

2014年 あいちトリエンナーレ実行委員会監事

2020年 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会監事

大野 明彦（おおの あきひこ）氏

1953年2月3日生まれ（70歳）

元愛知県県民生活部長

<略歴>

1953年 岐阜県生まれ

1976年 京都大学法学部卒業

1976年 愛知県採用

2001年 企画振興部企画課主幹

2004年 同 地域振興課長

2006年 産業労働部立地観光監

2008年 県民生活部次長

2010年 愛知芸術文化センター長

2011年 県民生活部長

2013年 定年退職

2013年 愛知県競馬組合副管理者（～17年）

2017年 愛知県道路公社監事（～18年）

2018年 一般財団法人中部圏地域創造ファンド理事

<その他>

2017年 あいちトリエンナーレ実行委員会監事

2020年 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会監事

議案 3

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正について

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部を下記のとおり改正する。

2023年3月28日提出

国際芸術祭「あいち」組織委員会
会長 大 林 剛 郎

記

- 1 第3条及び同条第1号中「現代芸術」を「現代美術」に改める。
- 2 第5条第1項中「第9条第1項に規定する芸術監督」を「公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、第10条第3項に規定する者」に改める。
- 3 第6条第2項中「国際芸術祭「あいち」推進協議会設置要綱（令和2年2文芸第1628号）第3条に規定する会長（以下「推進協議会会長」という。）」を「愛知県知事」に、同条第3項中「愛知県民文化局文化部長」を「愛知県民文化局長」に改める。
- 4 第10条第2項中「芸術監督」を「公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長」に改めるとともに、同条第2項の次に第3項として「会長は、前項に定める者のほか、必要と認める者を、運営会議の同意を得て、構成員に加えることができる。」を加え、第3項から第12項を1項ずつ繰下げ、同条第13項を削る。
- 5 第11条第1項中「推進協議会会長」を「愛知県知事」に改める。
- 6 改正後の規約は、2023年4月1日から施行する。

(説明)

この案を提出するのは、国際芸術祭「あいち」推進協議会が2023年3月31日をもって廃止されること及び運営会議の構成員を見直すこと等に伴い、国際芸術祭「あいち」組織委員会規約（以下「規約」という。）を改正する必要があるため、規約第10条第3項第1号に基づく、運営会議の議決を求める必要があるからである。

【参考】 国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">国際芸術祭「あいち」組織委員会規約</p> <p>第1章 総則 （名称） 第1条 本会は、国際芸術祭「あいち」組織委員会（以下「組織委員会」という。）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 組織委員会は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号に置く。</p> <p>（目的） 第3条 組織委員会は、現代美術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「国際芸術祭「あいち」」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。 （1）新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。 （2）現代美術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。 （3）文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。</p> <p>（事業） 第4条 組織委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 （1）国際芸術祭「あいち」の準備及び開催運営 （2）その他組織委員会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第2章 組織 （委員） 第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する会長代行、<u>公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長</u>、<u>第10条第3項に規定する者</u>及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。 2 委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">国際芸術祭「あいち」組織委員会規約</p> <p>第1章 総則 （名称） 第1条 本会は、国際芸術祭「あいち」組織委員会（以下「組織委員会」という。）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 組織委員会は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号に置く。</p> <p>（目的） 第3条 組織委員会は、現代芸術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「国際芸術祭「あいち」」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。 （1）新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。 （2）現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。 （3）文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。</p> <p>（事業） 第4条 組織委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 （1）国際芸術祭「あいち」の準備及び開催運営 （2）その他組織委員会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第2章 組織 （委員） 第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する会長代行、<u>第9条第1項に規定する芸術監督</u>及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。 2 委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

(役員)

第6条 組織委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。

3 会長代行は、愛知県民文化局長をもって充てる。

4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。

3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(芸術監督)

第9条 組織委員会に、国際芸術祭「あいち」の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。

2 芸術監督は、会長が委嘱する。

3 芸術監督の職務は、次のとおりとする。

- (1) テーマ・コンセプトの立案
- (2) 出展作家・作品の選考
- (3) その他学芸部門に関すること。

(役員)

第6条 組織委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、国際芸術祭「あいち」推進協議会設置要綱(令和2年2文芸第1628号)第3条に規定する会長(以下「推進協議会会長」という。)が委嘱する者をもって充てる。

3 会長代行は、愛知県民文化局文化部長をもって充てる。

4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。

3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(芸術監督)

第9条 組織委員会に、国際芸術祭「あいち」の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。

2 芸術監督は、会長が委嘱する。

3 芸術監督の職務は、次のとおりとする。

- (1) テーマ・コンセプトの立案
- (2) 出展作家・作品の選考
- (3) その他学芸部門に関すること。

(運営会議)

第10条 組織委員会に、運営会議を置く。

2 運営会議は、会長、会長代行、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。

3 会長は、前項に定める者のほか、必要と認める者を、運営会議の同意を得て、構成員に加えることができる。

4 運営会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他組織委員会の運営に関する重要な事項

5 運営会議は、会長が招集する。

6 会長が必要と認める場合、構成員は、運営会議にウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して出席することができる。

7 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。

8 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

9 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

11 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。

12 会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(削る)

(アドバイザー会議)

第11条 組織委員会に、アドバイザー会議を置き、アドバイザー会議の委員は、愛知県知事が委嘱する。

(運営会議)

第10条 組織委員会に、運営会議を置く。

2 運営会議は、会長、会長代行、芸術監督及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。

3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他組織委員会の運営に関する重要な事項

4 運営会議は、会長が招集する。

5 会長が必要と認める場合、構成員は、運営会議にウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して出席することができる。

6 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。

7 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

8 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

10 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。

11 会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

12 会長は、第3項に規定する議決を行ったときは、推進協議会会長に対して報告する。

(アドバイザー会議)

第11条 組織委員会に、アドバイザー会議を置き、アドバイザー会議の委員は、推進協議会会長が委嘱する。

2 アドバイザー会議は、会長の求めに応じテーマ・コンセプト等について助言を行う。

3 アドバイザー会議は、芸術監督候補を選出する。

(その他の会議)

第12条 前2条に定めるもののほか、組織委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

第3章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第14条 組織委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は愛知県民文化局文化部長、事務局次長は愛知県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室長をもって充てる。

3 事務局は、愛知県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室に置く。

4 事務局には、所要の職員を置く。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第15条 組織委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 組織委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 アドバイザー会議は、会長の求めに応じテーマ・コンセプト等について助言を行う。

3 アドバイザー会議は、芸術監督候補を選出する。

(その他の会議)

第12条 前2条に定めるもののほか、組織委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

第3章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第14条 組織委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は愛知県民文化局文化部長、事務局次長は愛知県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室長をもって充てる。

3 事務局は、愛知県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室に置く。

4 事務局には、所要の職員を置く。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第15条 組織委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 組織委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、2020年9月8日から施行する。
- 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。

附則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附則

この規約は、2021年1月1日から施行する。

附則

この規約は、2023年4月1日から施行する。

第6章 補則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、2020年9月8日から施行する。
- 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。

附則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附則

この規約は、2021年1月1日から施行する。